

学校部活動地域移行だより No1

～学校部活動から地域クラブ活動へ～

発行
糸魚川市教育委員会事務局
令和6年3月

少子化により生徒数が減少し、学校単位での練習や大会参加が困難になったり、競技経験のない先生が顧問になり、生徒も先生も苦心していたりすることなどから、部活動の見直しが進められています。将来にわたって、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するために、文部科学省は部活動改革を進め、中学校の部活動を段階的に地域に移行する考えを示しました。これを受けて、糸魚川市でも部活動の地域移行を見据えた準備を進めています。

部活動の地域移行検討委員会が設置されました

『糸魚川市立中学校部活動の地域移行に係る検討委員会』

上越教育大学の先生を委員長として、学校、スポーツ・文化芸術団体、PTAの代表者が集まり、糸魚川市における部活動と地域クラブ活動の目指す姿や、学校と地域の連携を進めるためにどのような取組が必要となるかなどについて、検討を進めています。

休日の部活動の地域移行は、令和8年度を目標としています。生徒のみなさんがこれまでどおり、活発に自分のやりたいことに取り組んでいけるように、必要な準備を進めています。

*** 検討委員会で協議しまとめたこと ***

第1回(10月)：国・県の方針確認、市の取組、地域クラブ活動の目指す姿(基本方針)について

第2回(11月)：地域クラブ活動の目指す姿(基本方針)(案)について

部活動地域移行推進計画案の検討(補助事業関連)

種目別ミーティングの開催について

第3回(12月)：部活動地域移行推進計画案の検討(全体計画)

令和6年度部活動地域移行の取組と地域クラブ活動体制について

第4回(2月)：部活動地域移行推進計画案の検討(意見取りまとめ)

令和6年度部活動地域移行の取組と地域クラブ活動体制について

種目別ミーティングの実施状況確認・課題の整理

令和5年度検討委員会意見取りまとめ

地域移行の糸魚川市としての考え方

これまで『学校教育活動』として教員が運営・指導を担ってきた部活動を『社会教育活動』として地域ぐるみで運営・指導する『学校と連携して行う地域クラブ活動』に段階的に「移行」します。

まずは休日の部活動から優先的に取り組み、令和8年度を目標に休日の部活動は地域クラブ活動に移行することを目指します。

また、『地域クラブ活動』では、地域のスポーツ団体・文化芸術団体が指導・運営を担うことを想定していますが、当面の間、『学校部活動』も継続し、自校生徒の活動を地域と連携して支えていく体制も必要であると考えています。

『学校教育活動』から地域の『社会教育活動』へ 移行のイメージ

＜学校部活動・地域連携部活動＞

＜地域クラブ活動＞

学校教育活動の一環 (学校教育法)	位置付け	学校と連携して行う 地域クラブ活動 (社会教育法)
	移行	
＜部活動＞		＜地域クラブ活動＞
教員・部活動指導員	＜指導者＞	地域の指導者（有償） （先生の兼職兼業も可）
当該中学校の生徒対象	＜参加者＞	地域の中학생が対象 （単独校～複数校）
部費等・保護者負担 学校で運営	＜費用負担＞	会費等・保護者負担 クラブで運営
学校で加入	＜保 険＞	スポーツ安全保険など クラブ・個人で加入
学校単位（合同可）	＜大会参加＞	クラブ単位 ※中体連・中吹連に関する大会は各連盟に認められた場合に参加が可能

学校部活動の地域移行は、**すぐにとはいかず、時間がかかる**ことから、以下のように取り組むこととします。

年度	学校部活動		地域クラブ活動	
	平日	休日	平日	休日
～R4	運営：学校 指導：先生 平日は継続	＜地域連携部活動を併用＞ ・運営：学校 ・指導：地域の指導者 ※合同部活動体制の活用も		
R5・6・7				
R8～		(休日は地域クラブ)	休日の活動の移行	
R?～ (時期未定)		(平日も地域クラブへ)		

R6年度の各校・各部の活動体制については各校から説明があります。

中学校部活動の地域移行とは？

～系魚川市の進める中学校部活動の地域移行 Q&A～

中学校の部活動が大きく変わろうとしています。今皆さんは「どんなふうになるの?」「中学校から部活動がなくなるの?」「大会やコンクールに参加できるの?」など、不安を感じる人もいるのではないのでしょうか。そこで系魚川市では中学校の部活動をどのように地域へ移行していくかを皆さんにお知らせします。ご家庭で保護者の方と一緒に読んでみましょう。

Q1 系魚川市の中学校の部活動はすべてなくなるのですか？

A1 系魚川市では令和 8 年度までに休日の部活動を地域クラブ(地域のスポーツ・文化芸術団体)に位置づけ(指導・運営体制)を移行することを目指しています。※部活動ではなく地域クラブ活動(社会教育活動)
令和 8 年度以降は平日の活動を少しずつ地域に移行していくので、それまでの間は、各中学校の部活動は継続されます。部活動と地域クラブ活動の両方で活動を行っていきます。

Q2 部活動が地域クラブに移行された時の費用負担はどうなりますか？

A2 部活動は学校と顧問の先生が運営・指導を行いますが、地域クラブになると、クラブごとに会費(スポーツ安全保険等(800 円/年)、個人用具代、指導者報酬の一部等)を集め、参加者の負担により運営・指導が進められることになります。

また、学校施設以外で地域クラブ活動を行う場合の移動に係る経費は、保護者の皆様の負担となります。

地域クラブ活動となることで、部活動と比べ、生徒・保護者の皆様の負担が大きく増えることが無いよう、支援策の検討を進めています。

その他、指導料、中体連大会、吹奏楽コンクール等の参加費と交通費、施設使用料・冷暖房費については、助成制度や使用料の減免制度など、既定の支援が受けられる場合があります。

また、就学援助世帯を対象とした保護者負担経費の一部について、補助が受けられる仕組みづくりも検討しています。

Q3 部活動が地域に移行されても、大会やコンクールに参加できるのですか？

A3 運動部が、学校ではなく地域クラブで中学校体育連盟の大会に参加を希望する場合は、大会参加のためのクラブ登録を中学校体育連盟に申請し、承認されることが必要です。現在は移行期であるため、承認されることが大変厳しいのが現状です。競技ごとに毎年確認することが必要になっています。

なお、そのほかの競技種目団体ごとの大会やコンクールは地域クラブでも参加できます。

Q4 安心・安全に地域クラブに参加できるのですか？

A4 地域クラブとして認定されるためには、市が定めた条件を整え、スポーツ協会または文化協会の加盟団体が推薦し、教育委員会の承認を得なければなりません。生徒や保護者の皆様が安心して任せられるような地域クラブ活動の体制をつくっていきます。

Q5 『地域クラブ活動』と現在の『社会教育活動』との違いは何ですか？

A5 『地域クラブ活動』も地域で既に取り組みが進んでいるスポーツ活動や文化・芸術活動も、どちらも地域が管理運営をする『社会教育活動』ですが、『地域クラブ活動』では、その種目の練習・学校単位での活動が難しくなってきた部活動を支えたり、受け入れたりするなど、地域ぐるみで学校と連携する活動を進めてもらいたいと考えています。

また、市では、地域の中学生を受け入れて地域クラブ活動を行う場合は、部活動に近い活動体制となるよう、運営経費や活動場所の確保などについて、支援や優先措置が受けられる仕組みづくりを進めています。

Q6 分からないこと・困ったことがあったらどこに相談したらよいのですか？

A6 各校の部活動や中体連、中吹連、その他の大会やコンクールへの参加に関することは学校に相談してください。地域クラブや市の体制、R7 年度以降の見込み等に関しては、教育委員会(生涯学習課・文化振興課・こども教育課)に相談してください。